

# 肥料価格高騰に対する支援制度のご案内



最近、肥料が高くて困る。  
これでは、営農を続けるのも難しいな…

## ～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、肥料価格が大幅に上昇しています。

肥料価格の高騰で経営に影響が出ている農業者等に、今後も営農を続けていただくため、支援を行います。

## 大阪府独自の支援制度があります

※農林水産省の肥料価格高騰対策事業とは別の事業ですので、ご注意ください。  
農林水産省事業については、大阪府ホームページをご確認ください。

## 大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業（府独自事業）

**支援内容** 農業経営の規模に応じて、定額で支援金を交付します。

**支援対象** 農業の売上が50万円以上の農業者、認定新規就農者

事業の詳細は裏面でご確認ください▶

## お問合せ先

### <支援内容など事業全般に関すること>

大阪府ホームページ

『大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業（大阪府独自事業）』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/seisyansyasapo-to/hiryoukototaisaku.html>

（まずはこちらをご確認ください）



### <申請の手続きに関すること>

大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金事務センター

TEL:06-4703-3121

（略称：『大阪府肥料支援金センター』）

# 大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業

肥料価格の高騰などにより経営に影響が出ている農業者に営農を継続してもらうための支援制度です。

## 支援の対象となる農業者

大阪府内在住で

- ◆農業の売上が50万円以上（前年の確定申告額等）の農業者
- ◆大阪府内市町村の認定を受けた新規就農者（『認定新規就農者』）

## 支援内容

販売金額の区分ごとに、以下の金額を支給します。

| 販売金額                | 支給額  | 販売金額                    | 支給額   |
|---------------------|------|-------------------------|-------|
| 50万円以上 100万円未満      | 1万円  | 5,000万円以上 1 億円未満        | 100万円 |
| 100万円以上 300万円未満     | 3万円  | 1 億円以上 2 億円未満           | 200万円 |
| 300万円以上 500万円未満     | 5万円  | 2 億円以上 3 億円未満           | 300万円 |
| 500万円以上 1,000万円未満   | 10万円 | 3 億円以上 5 億円未満           | 500万円 |
| 1,000万円以上 3,000万円未満 | 30万円 | 5 億円以上                  | 700万円 |
| 3,000万円以上 5,000万円未満 | 50万円 | 認定新規就農者は1万円もしくは上記区分に準ずる |       |

## 申請時期

**※農業者が各自で申請いただく必要があります**

申請受付：令和4年10月27日（木）から12月26日（月）まで

申請方法：大阪府行政オンラインシステム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



## 申請に必要なもの

- 1 前年の確定申告書、所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告)の写し（認定新規就農者、法人は必要書類が異なります。）
- 2 その他申請に必要な書類（ホームページ等でご確認ください）

その他の事業や肥料に関する情報は大阪府ホームページをご確認ください。  
『適正な施肥・土づくりに関する情報』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/seisyansyasapo-to/tekiseisehi.html>



# 肥料価格高騰対策

## ～ 肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します ～

肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者の皆様に肥料コスト上昇分の7割を支援します。

### 対象

販売実績のある農家（販売金額に制限なし）

### 支援対象

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料

### 申請対象者

令和4年度～5年度の2年間において、化学肥料の2割低減に向けた取組を行う農業者（化学肥料低減計画書（チェックシート）の提出）

### 支援金算定式

支援額＝肥料コスト増加分×0.7

※ 肥料コスト増加分＝当年の肥料購入費－当年の肥料購入費÷価格上昇率÷使用量低減率（0.9）

【秋用肥料の価格上昇率(1.4)での算出例】

| 対象年の肥料費(円) | 支援予定額(円) |
|------------|----------|
| 500,000    | 72,200   |
| 100,000    | 14,400   |
| 50,000     | 7,200    |

### 提出書類

| No. | 必要書類                  | チェック欄                    |
|-----|-----------------------|--------------------------|
| ①   | 肥料価格高騰対策事業申込誓約書（※）    | <input type="checkbox"/> |
| ②   | 肥料価格高騰対策事業申込書（※）      | <input type="checkbox"/> |
| ③   | 注文票や請求書、領収書           | <input type="checkbox"/> |
| ④   | 化学肥料低減計画書（チェックシート）（※） | <input type="checkbox"/> |
| ⑤   | 振込口座届出書               | <input type="checkbox"/> |

※各様式の電子ファイルは、大阪府ホームページ「適正な施肥・土づくりに関する情報」からダウンロードできるようにします。（令和4年12月予定）

## 申請時期

令和5年4月から5月末

## 注意事項

- ① 本支援金は、令和4年度～5年度までの2年間に化学肥料の使用低減につながる取り組みを2つ以上行うことを条件に支払われるものです。
- ② 上記取り組みを実施したことが確認できる作業日誌等を必ず保管してください。支援金交付後、化学肥料低減計画の取り組み状況の現地確認に伺う場合がありますので、その際は求めに応じて、作業日誌等の提供をお願いします。
- ③ 調査の結果、申請内容や化学肥料低減の取組みが不適切・不十分とされた場合は、支援金が支払われない、または支援金支払後に返還していただくことになります。

## よくある質問

Q : 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが要件ですか。

A : 化学肥料低減に向けて、チェックシートの取組メニューのうち2つ以上行っているだけであれば支援対象となります。

Q : 化学肥料低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

A : 本年に取り組めない場合には、来年に取り組んでいただければ結構です。

Q : 化学肥料低減に向けた取組について、確認はどのようにしますか。

A : 実績報告として、令和6年に化学肥料低減実施報告書、取組を実施したことが確認できる書類(土壌診断の診断結果、購入肥料の伝票等)を提出していただきます。

また、令和6年以降、大阪府が現地確認を行う場合があります。

Q : 支援金の算定に用いる肥料費の対象は、化学肥料に限られますか。

A : 原則として肥料法に基づく肥料を対象としており、化学肥料に限定するものではありません。ただし、土壌改良材、育苗培土及び自給堆肥などは対象外となります。

## お問合せ・申請は各支店まで



本店 ☎ 6793-8701 東住吉支店 ☎ 6701-7500 茨田支店 ☎ 6912-1000  
巽支店 ☎ 6758-0521 住吉支店 ☎ 6691-0293 東淀川支店 ☎ 6328-4567  
加美支店 ☎ 6791-0546 住之江支店 ☎ 6681-4174 営農促進センター ☎ 6700-6111  
平野支店 ☎ 6702-0852 長吉支店 ☎ 6709-2255